



2016 年度

一般社団法人 赤平青年会議所

# 要 覧

2016 年度スローガン

「 想い・願いを実現へ 今こそ希望の光となれ」

Junior Chamber International



公益社団法人日本青年会議所

2016年度スローガン

「強く 優しく しなやかに あらゆる価値の根源となれ」

公益社団法人日本青年会議所 北海道地区協議会

2016年度スローガン

～和の心で未来を切り拓け！輝く北海道創造に向けて～

## — 目 次 —

目次	1
J C I クリード	2
J C I ミッション・J C I ビジョン	3
J C 宣言文・綱領・五つの問いかけ	4
君が代・J C ソング	5
若い我ら	6
明日のために	7
例会フォーム	8
理事長所信	9 ~ 12
2016年度 組織図	13
2016年度 役員	14
会員名簿	15 ~ 16
各委員会事業計画・年間スケジュール	17 ~ 21
年間公式スケジュール（北海道地区協議会）	22 ~ 23
2016年度 収支予算書	24
2015年度 収支決算書	25
歴代三役名簿	26 ~ 27
特別会員名簿	28 ~ 33
O B 役員名簿・故人	34
【定款・各種規程】	
一般社団法人赤平青年会議所 定款	35 ~ 47
一般社団法人赤平青年会議所 運営規定	48 ~ 51
一般社団法人赤平青年会議所 庶務規定	52 ~ 54
一般社団法人赤平青年会議所 会員資格・会費規定	55 ~ 57

## JCI クリウド

### The Creed of Junior Chamber International

We Believe;

That faith in God gives meaning and purpose to human life;

That the brotherhood of man transcends the sovereignty of nations;

That economic justice can best be won by free men through free enterprise;

That government should be of laws rather than of men;

That earth's great treasure lies in human personality;

And That service to humanity is the best work of life

#### 【和訳】

我々はかく信じる;

信仰は人生に意義と目的を与え人類の同胞愛は国家の主権を超越し

正しい経済の発展は自由経済社会を通じて最もよく達成され

政治は人によって左右されず法によって運営さるべきものであり

人間の個性はこの世の至宝であり人類への奉仕が人生最善の仕事である

## JCI ミッション

“To provide development opportunities that empower young people to create positive change.”

【和訳】

JCI ミッション

より良い変化をもたらす力を青年に与えるために、発展・成長の機会を提供すること。

## JCI ビジョン

“To be the leading global network of young active citizens.”

【和訳】

JCI ビジョン

若き能動的市民の主導的なグローバルネットワークになること。

## JC 宣言文

日本の青年会議所は  
混沌という未知の可能性を切り拓き  
個人の自立性と社会の公共性が  
生き生きと協和する確かな時代を築くために  
率先して行動することを宣言する。

## 綱 領

われわれ JAYCEE は  
社会的・国家的・国際的な責任を自覚し  
志を同じうする者 相集い 力を合わせ  
青年としての英知と勇気と情熱をもって  
明るい豊かな社会を築き上げよう。

## 五つの問いかけ

1. 自らを鍛えているか
2. ルールを守っているか
3. 真実をつらぬく勇気があるか
4. 友情を大切にしているか
5. 人の為につくしているか

## 君が代

君が代は

千代に八千代に

さざれ石の

いわおとなりて

こけのむすまで

## JC ソング

JC JC JC

世界を結ぶ 若き団結

新しき世紀の 希望となりて

永遠に繁栄えん

我等の集い

JC JC JC

奉仕の理想 探求めつつ

祖国の進歩の 力となりて

先駆けゆかん 我等の集い

## 若い我等

若い我等が 手を取り合って

進む行く手の 青い空に

輝く JC 明るい希望

足なみをそろえて 行こうじゃないか

世界を結ぶ 若さの力

互に尽くす 楽しさこそ

JC の理想だ 新しい日だ

足なみをそろえて 行こうじゃないか

若い我等の 心を集め

つくる集いに 未来をかけて

JC の仲間は 皆信じあう

足なみをそろえて 行こうじゃないか

## 明日のために

若さと若さが手を結び

明日にいつも向うのだ

豊かな未来 めざしつつ

日本の道を 創ろうよ

行こう **JAYCEE**

明日のために

心と心をつなぎ合い

大きな虹を かけるのだ

生きてることの 喜びを

すべての人に 投げかけて

行こう **JAYCEE**

明日のために

命と命が 満ちあふれ

光となって 燃えるのだ

世界の窓に いつの日も

希望の夢は はばたくよ

行こう **JAYCEE**

明日のために

— 青年会議所例会フォーム —

次 第	担 当	運 営 方 法	
1.開会宣言	総務委員会	司会者指名、演壇にて	
2.国歌斉唱	メンバー全員		
3.JCソング斉唱	〃		
4.JCIクリード唱和	メンバーより1名		
5.JCIミッション並びにJCIビジョン唱和			
6.JC宣言文朗読並びに綱領唱和			
7.ゲスト及び来訪者紹介	専務理事		
8.例会出席者確認	総務委員会		
9.理事長挨拶	理事長		
10.議長選出	メンバーより1名		司会者指名、議長が進行（スピーチ）
11.議長録作成者、 署名人の選出	作成者1名 署名人2名		議長指名
12.報告事項 1.委員会報告 2.出向役員報告 3.専務理事報告 4.その他報告事項	各委員長 出向役員 専務理事		日本、地区、アカデミー
13.協議事項			スピーチ、退席
14.その他			
15.議長退席			
16.会員消息	専務理事		
17.例会行事	担当委員会	担当委員会に一任	
18.監事講評	監事	演壇にて	
19.「若い我等」斉唱 「明日のために」斉唱	メンバー全員		
20.閉会宣言	総務委員会		

※ロバート議事法

会議運営にはいろいろなルールがあるが、ロバート議事法は其中最も優れたルールであり、下記の4つの権利を基本的な原則としている。

1. 多数者の権利
2. 少数者の権利
3. 個人の権利
4. 不在者の権利

いずれも民主的な会議運営に尊重しなければいけない権利である。

一般社団法人 赤平青年会議所

2016年度 理事長所信



第59代理事長

南 隼和

2016年度 スローガン

「想い・願いを実現へ 今こそ希望の光となれ」

## 基本方針

- 市民1人1人に希望を与える活動を展開
- 何事にも諦めず、チャレンジを止めない
- 青年会議所活動の魅力発信

## はじめに

『感謝』私にとってこの言葉は座右の銘です。

私が今、この理事長所信を書くことが出来ているのは大切な人達が私を支えてくれたからこそ、あると『感謝』しています。

人生には「小さな人生」と「大きな人生」とあると私は考えます。己の為に気ままに生きる小さな人生。他が為に生き、大切なものを守る大きな人生。

「小さな人生」を生きていた私は、青年会議所に入会し、活動を続ける中で「大きな人生」の大切さを少しずつ自分の胸に刻むことが出来る様になりました。

家族の愛情、職場の理解、先輩の優しさ、慕ってくれる後輩、私を成長させてくれるかけがえのない仲間の支えがあり、今の私は存在しているのです。時として仕事に追われ、青年会議所活動に煩わしさを覚えることがあります。しかし、青年会議所という存在があったからこそ、かけがえのない仲間への『感謝』を行動に移し、『感謝』できる良心の大切さを学ぶことが出来ていると痛感させられているのです。

人が人を想い合う心は優しさを生み「守る」という感情を育みます。人々が願う幸せは人の成長とそこに暮らす「まち」を強くさせます。その両輪を共に育み合う事で「明るい豊かな社会」の実現に近づく事ができると私は考えます。多くの先輩達が我々の為、未来の子供達の為に行動を起こし、その想いは今まさに我々に引き継がれてきました。我々はその志を伝承し、青年会議所活動での「大きな人生」を歩んでいる事をメンバー1人1人が自覚し、『感謝』の念を持ち、無限に広がる「明るい豊かな社会」の実現に向けた希望の光になる事が我々の使命と考えます。

## ■市民1人1人に希望を与える活動を展開

赤平最後の炭鉱、住友炭鉱が閉山し、20年以上が経ちました。現在、あかびらは行政機関や多くの企業の努力により工業から産業のまちにシフトされ、多くの人々の雇用を生み出し、市民の生活を支えています。しかし、このふるさとの「明るい豊かな社会」の実現の為にはまだまだ解決しなければならない問題があり山積しているのも事実であります。

市内で唯一の高等学校の閉校は、現代社会において当たり前の教育が地域から失われてしまう危機感を市民に与え、その現実には市民1人1人の「まち」に対する希望を薄れさせました。又、人口減少が続き高齢化率が上昇を続ける中、その高齢者を支える働き手不足も深刻な問題です。それらの問題を抱えながらも、市民1人1人が今以上に、まちに対して希望を持つことができるように、我々、青年会議所会員はそれらの現実を他人事ではなく、問題解決に向けた活動を新たな価値観と創造性を持ち、物事に向き合う事が必要とされています。

## ■何事にも諦めず、チャレンジを止めない

今から7年前。当時、炭鉱まちで栄えた赤平市は財政破たんの危機に見舞わ

れていました。そんな中、「まちの元気を取もどす」という気概の元、当時の青年会議所メンバーが、あかびら火まつりを題材にした市民制作映画「0からのR e スタート」を制作。その際、映画で使用される楽曲制作の依頼を私の友人が勝手に受けてしまい、半ば強引にバンド活動が始まり私は青年会議所活動を知る事になりました。中学、高校時代は流行りに乗って、バンド活動を行っていましたが、依頼を受けた当時はギターを握る事ももっぱら無く、困惑する気持ちの中で制作を続けた記憶が今でも蘇ります。深夜まで続く楽曲制作と毎日の仕事を繰り返し、当時は「なんでこんなことしなきゃいけないんだ」と嫌気をさしていた時期もありました。しかし、映画の映像と楽曲が出来ていく中で、楽曲制作への探求心が勝りはじめ、私はバンドメンバーと議論を重ねながら楽曲を完成させることが出来ました。その後、平成20年9月27日に「0からのR e スタート」は市民の前で上映を迎えました。私は、ふるさとである赤平を想い、市民が力を合わせて完成したこの映画に感動を覚え、ふるさとを守る為にどんな窮地にたたされても諦めずにチャレンジする大切さをこの映画を通じて実感することができました。あのときの感動は今もこの胸に刻まれています。「何事にも諦めず、チャレンジを止めない」私達1人1人が気概を持ち、成長し続ける事で必ずふるさと「あかびら」を強くさせることが出来ると確信しています。

## ■青年会議所活動の魅力発信

会員数の減少による組織の存続の危機は近年、私達赤平青年会議所が抱える大きな問題と認識しています。その問題を解決する為には「会員拡大」が急務であり、青年会議所活動の魅力を市民に発信していかなければなりません。市民の中にはまだまだ青年会議所という団体のすばらしさの理解が、浸透されていない面も多くあります。

我々の活動を理解できる場の構築を行い、市民にアピールする事で青年会議所の魅力が広がり、共感する仲間が増え、「会員拡大」が達成できると信じています。

## おわりに

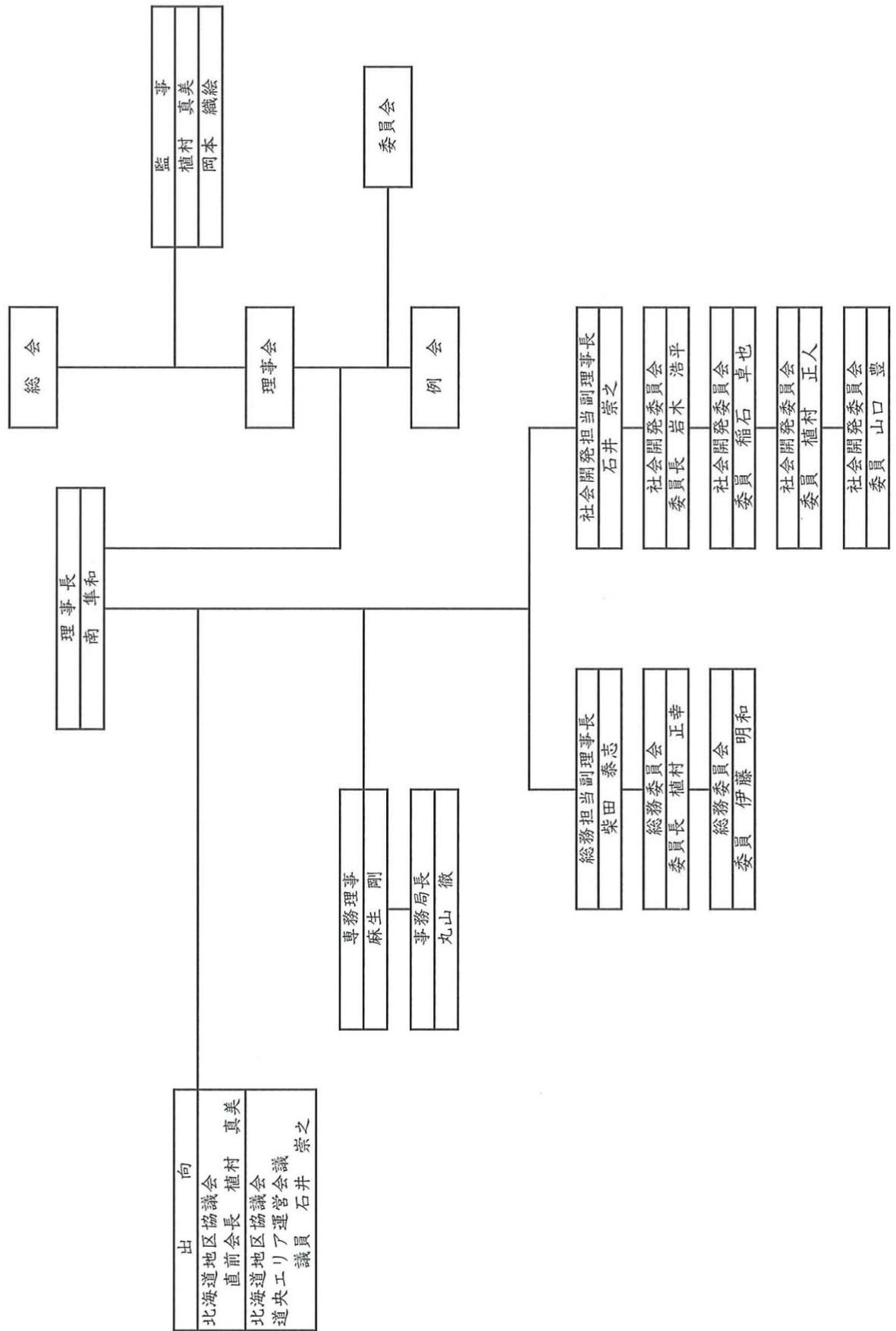
今に至るまでに多くの葛藤を抱きながら活動を続けて参りました。時には退会を考え悩み、苦しんだ時期もありました。しかし、仲間達が自己の成長やま

ちの発展の為に活動続ける姿を見ていると自分自身も多くの刺激を感じ、この活動を続けなければならないと想いを強く持つようになりました。

「人は人でしか磨かれない」という言葉の通り、自分自身は青年会議所メンバーに磨かれ、大切なものの為に、どんなに苦しい時も後ろを見ないで進むという精神も醸成する事が出来ています。

メンバー1人1人が仲間を信じ、共にこの活動を続ける事できっと夢は実現出来ると信じています。

# 2016年度 一般社団法人 赤平青年会議所 組織図



2016年度 一般社団法人赤平青年会議所 役員

理事長	南 隼和
直前理事長	麻生 剛
副理事長	石井 崇之
副理事長	柴田 泰志
専務理事	麻生 剛
理 事	植村 正幸
理 事	岩木 浩平
監 事	岡本 織絵
監 事	植村 真美

— 会 員 名 簿 —

麻 生 剛	入会年度 2013 年度	生年月日 S51.11.1	血液型 O
	【勤務先】 (有)麻生電設 専務取締役 Tel 0125-33-7070	〒079-1151 Fax 0125-33-7066	赤平市宮下町3-1-6 E-mail t-asoh@circus.ocn.ne.jp
	【自宅】 〒073-0015 携帯 090-8708-7406	滝川市朝日町東3丁目14-30 E-mail mosimoccori@docomo.ne.jp	
石 井 崇 之	入会年度 2012 年度	生年月日 S53.6.8	血液型 O
	【勤務先】 空知単板工業(株) Tel 0125-38-8001	〒079-1286 Fax 0125-38-8038	赤平市平岸新光町6-1-502 E-mail stshii@sorachitanpan.com
	【自宅】 〒073-0015 携帯 090-5989-6365	赤平市平岸西町3-12 E-mail t.141-makemydaydocomo.ne.jp	
伊 藤 明 和	入会年度 2013 年度	生年月日 S53.4.28	血液型 B
	【勤務先】 赤平市役所 Tel 0125-32-2218	〒079-1192 Fax 0125-32-0045	赤平市泉町4-1 E-mail ak_ito@city.akabira.hokkaido.jp
	【自宅】 〒073-0035 携帯 090-8374-0865	滝川市中島町3-12-18 E-mail akabiramonky@gmail.com	
稲 石 卓 也	入会年度 2008 年度	生年月日 S59.9.11	血液型 B
	【勤務先】 (株)植松電機 Tel 0125-34-4133	〒079-1141 Fax 0125-34-4130	赤平市共和町230-50
	【自宅】 〒079-1141 携帯 090-6585-4624	赤平市大町2-1 堀口アパート 1F 右 E-mail ina_t@c.vodafone.ne.jp	E-mail t.inaishi@gmail.com
岩 木 浩 平	入会年度 2015 年度	生年月日 S63.10.7	血液型 O
	【勤務先】 丸宮建材(株) Tel 0125-32-0104	〒079-1151 Fax 0125-32-3520	赤平市宮下町3-1-43 E-mail marumiya_kk@ybb.ne.jp
	【自宅】 〒079-1153 携帯 080-1886-3776	赤平市豊栄町3-35 E-mail k-107@docomo.ne.jp	
植 村 正 人	入会年度 2014 年度	生年月日 S55.6.23	血液型 A
	【勤務先】 植村建設(株) 専務取締役 Tel 0125-32-3141	〒079-1123 Fax 0125-32-3505	赤平市東文京町1-1 E-mail masato-uemura@uemurakk.co.jp
	【自宅】 〒079-1133 携帯 080-1887-2053	赤平市字豊里33番地33 E-mail wupvgchy7kdd24ts@docomo.ne.jp	
植 村 正 幸	入会年度 2014 年度	生年月日 S56.9.10	血液型 O
	【勤務先】 北光興業(株) 常務取締役 Tel 0125-32-3141	〒079-1123 Fax 0125-32-3505	赤平市東文京町1-1 E-mail masayuki-uemura@uemurakk.co.jp
	【自宅】 〒079-1123 携帯 090-2699-3601	赤平市東文京町1-1 E-mail never.neversurrender915@docomo.ne.jp	

－ 会 員 名 簿 －

植 村 真 美	入会年度 2003 年度	生年月日 S51.3.30	血液型 A
	【勤務先】 植村建設(株) 取締役 Tel 0125-32-3141	〒079-1123 Fax 0125-32-3505	赤平市東文京町1-1 E-mail mami-uemura@uemurakk.co.jp
	【自宅】 〒079-1123 携帯 090-3395-6485	赤平市東文京町1-1 E-mail pigmami777777@docomo.ne.jp	
岡 本 織 絵	入会年度 2004 年度	生年月日 S50.6.15	血液型 B
	【勤務先】 スナック メトレス Tel 0125-33-7012	〒079-1136 Fax 050-3525-2892	赤平市本町2-4 E-mail orie.metores.0615@ray.ocn.ne.jp
	【自宅】 〒079-1135 携帯 090-3111-1376	赤平市錦町2-5-9 パレット102 E-mail orie.metores@docomo.ne.jp	
柴 田 泰 志	入会年度 2004 年度	生年月日 S51.12.2	血液型 A
	【勤務先】 T's Hair Tel 0125-32-2297	〒079-1122 Fax 0125-32-2297	赤平市西文京町3-1 E-mail tshair1202@gmail.com
	【自宅】 〒079-1122 携帯 080-3268-9751	赤平市西文京町3-1 E-mail sarari-men803@i.softbank.jp	
南 隼 和	入会年度 2011 年度	生年月日 S56.8.16	血液型 AB
	【勤務先】 (株)みなみ 取締役 Tel 0125-32-0217	〒079-1153 Fax 0125-32-0218	赤平市昭和町3-37-3 E-mail h-minami@minamicare.com
	【自宅】 〒073-0022 携帯 080-1863-3860	滝川市大町5-7-5 マンションナビゲーション105 E-mail hayatooh@docomo.ne.jp	
山 口 豊	入会年度 2016 年度	生年月日 S62.12.8	血液型 O
	【勤務先】 (株)北海道加ト吉 Tel 0125-32-7733	〒079-1134 Fax 0125-32-7735	赤平市字赤平606 E-mail y.yamaguchi.1208@gmail.com
	【自宅】 〒079-1133 携帯 080-6067-0638	滝川市江部乙町東10丁目13-14 E-mail y.yamaguchi.1208@ezweb.ne.jp	
丸 山 徹	入会年度 2006 年度	生年月日 S48.8.16	血液型 O
	【勤務先】 赤平商工会議所 相談課長 Tel 0125-32-2246	〒079-1134 Fax 0125-32-2247	赤平市泉町2-2 E-mail maruyama@akabiracci.or.jp
	【自宅】 〒079-1133 携帯 080-1881-9960	赤平市字豊里33番地27 E-mail toru-.maruy.001@docomo.ne.jp	

# 2016年度 結～YUI～総務委員会 事業計画

委員長 植村正幸

## <基本方針>

本年、結～YUI～総務委員会では「一緒に赤平の魅力を発信して行く仲間を増やす＝会員拡大」と「今、LOM活動をさせていただいている事への感謝＝自身の更なる成長」の2本の大きな矢として事業を進めて参ります。

まず、会員拡大としてLOMの活動情報を企業、市民の皆様に発信し赤平青年会議所との距離間を近づけて行く事が重要だと考えます。また、会員拡大を目指す手法においても入会できない理由や原因等の情報収集をして、どの様な団体であれば入会したいかなどの意識調査等を行い、LOMメンバー全員で考える時間を設けて対策を行います。赤平青年会議所の規定の中で変えていける部分においては変革を行い、新入会員が入会しやすい環境を検証していきたいと考え、その中で過去に総務委員会で会員拡大を目的として行っていた手法などの良い部分は継続して行きます。

次に、「自身の更なる成長について」私たちは、会社、家族、仲間など多くの方々に支えられ、協力と理解をいただきながら、LOM活動などを行っています。しかし、その感謝の言葉を会社、家族などに伝えられていないのもメンバーの現状です。そこで、メンバーの家族同士が親交を深めてもらう事が今まで以上に活動を邁進し自身の更なる成長に結びつくと考えています。感謝の言葉、心を忘れずに家族と私達が理解し合い感謝できる事業を行います。

以上に掲げた2本の矢を中心に財務管理、早期の情報発信・共有などLOM間の連絡を密にし、同じ方向性を持って行動し一致団結して事業に邁進し、過去、現在、未来が結んでいける様な活動にしていきます。

## <目的>

- 更なる会員拡大を目指す為の対策を行い、入会しやすい環境を検証する事を目的とする。
- 現在LOMの活動ができている事に対し、会社、家族への感謝を再認識する事業を行い、今まで以上に活動を邁進して行く事を目的とする。
- 財務管理、情報共有力を強化しメンバーが安心して活動できる環境を作る事を目的とする。

## <事業計画及び予算書>

※次ページ

<事業計画及び予算>

月	事業名	委員会支出	全体予算
1月	新年交歓会	60,000円	400,000円
2月	要覧作成、配布 新入会員オリエンテーション	20,000円 10,000円	20,000円 10,000円
3月	3クラブ交流会	10,000円	210,000円
4月			
5月	J Cフォーラム例会	10,000円	10,000円
6月			
7月	総務/執行部担当例会	10,000円	10,000円
8月			
9月	総務担当家族例会	10,000円	10,000円
10月	4 L O Mスポーツ交流例会	10,000円	10,000円
11月	新入会員担当例会	10,000円	10,000円
12月	卒業式	30,000円	190,000円
通年業務	財務、記録管理 例会、理事会の運営 ホームページ運営、パソコン管理 ※フェイスブック運営	20,000円	20,000円
合 計		200,000円	700,000円

2016年度 一般社団法人 赤平青年会議所 事業計画

結～YUI～総務委員会

(単位:円)

事業名 科目名	1月	2月	2月	3月	5月	7月	9月	10月	11月	12月	他		合計
	新年交歓会	要覧作成	新入会員 オリエン テーション	3クラブ 交流会	JCFオー ラム例会	総務担当+ 執行部担当 例会	総務担当 例会	4LOM スポーツ 交流会	新入会員 担当例会	卒業式	通年業務費		
<b>I 事業活動収支の部</b>													
<b>1 事業活動収入</b>													
(1) 経常収益													
②事業収益	400,000	20,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	190,000	20,000		700,000
事業繰入収益	60,000	20,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	30,000	20,000		200,000
登録料収益										160,000			0
懇親会費収益	340,000												500,000
広告料収益													0
販売収益													0
預り金収益													0
雑収益													0
<b>事業活動収益計</b>	<b>400,000</b>	<b>20,000</b>	<b>10,000</b>	<b>10,000</b>	<b>10,000</b>	<b>10,000</b>	<b>10,000</b>	<b>10,000</b>	<b>10,000</b>	<b>190,000</b>	<b>20,000</b>		<b>700,000</b>
<b>II 事業活動支出の部</b>													
<b>2 事業活動支出</b>													
①事業費支出	400,000	20,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	190,000	20,000		700,000
会場設営費	45,000		4,000						3,000	40,000			92,000
資料作成費	10,000	15,000	5,000							10,000			40,000
広報費													0
懇親会費	320,000									110,000			430,000
講師関係費													0
運営費				10,000					1,000		20,000		31,000
通信費	10,000												10,000
保険料													0
旅費交通費					5,000								5,000
消耗品費					4,000								4,000
雑費	15,000	5,000	1,000		1,000	10,000	10,000	10,000	6,000	30,000			88,000
<b>事業活動支出計</b>	<b>400,000</b>	<b>20,000</b>	<b>10,000</b>	<b>10,000</b>	<b>10,000</b>	<b>10,000</b>	<b>10,000</b>	<b>10,000</b>	<b>10,000</b>	<b>190,000</b>	<b>20,000</b>		<b>700,000</b>
<b>事業活動収支差額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		<b>0</b>

## 2016 年度 赤平維新委員会 事業計画

委員長 岩 木 浩 平

### <基本方針>

若年層の都市部流出による「あかびら離れ」は深刻な問題です。都市部への憧れや利便性の良さを求め、赤平で生きる意義が見出せず中学や高校を卒業後、進学や就職で都市部に流出してしまいます。若年層が都市部に流出すると人口そのものが減っていき、急速な少子高齢化が一層進み、まちの存続自体が危ぶまれると考えます。その要因の一つに若年層の歴史の理解や、ふるさとへの想い、ふるさとに対するかかわりが薄れていることが大きな問題であると考えます。

赤平維新委員会では「若さ」と「行動力」を武器に、未来を担う若者にふるさと赤平の良さを伝えることで、赤平を愛し将来このまちに住み続ける、ふるさとの魅力を発信することが必要だと考えます。これまで先人達が作り上げた歴史、美しい景観や伝統の利用で、まちは魅力を発揮し、赤平がより活気と元気に溢れることで若い世代を引きつけるのです。都会では味わえない赤平でしか出来ない事が地域の魅力として生き、そして愛郷心が芽生えた若者達は赤平に生まれ育ったことを誇りにもち、意欲的に赤平で活動する人財へと育つのです。

本年度は地域のたからを舞台に、大きな一つの目標にチャレンジすることで赤平の魅力発信に繋げ、若年層が赤平へ更なる愛郷心を育む事業を行っていきます。

<目的>○若年層の意識改革を行い更なる愛郷心を育むことを目的とする。

2016年度 一般社団法人 赤平青年会議所 事業計画

赤平維新委員会

(単位：円)

事業名 科目名	会員	公益	公益	合計
	4月	6月	8月	
	「赤平のたから学び」	「赤平のたから学び 2」	「赤平のたからを輝かす！」	
<b>I 事業活動収支の部</b>				
<b>1 事業活動収入</b>				
<b>(1) 経常収益</b>				
②事業収益	10,000	50,000	240,000	300,000
事業繰入収益	10,000	50,000	240,000	300,000
登録料収益				
懇親会費収益				
広告料収益				
販売収益				
預り金収益				
雑収益				
<b>事業活動収益計</b>	<b>10,000</b>	<b>50,000</b>	<b>240,000</b>	<b>0</b>
<b>II 事業活動支出</b>				
<b>2 事業活動支出</b>				
①事業費支出	10,000	50,000	240,000	0
会場設営費	1,000	10,000	150,000	161,000
資料作成費	3,000			3,000
広報費			30,000	30,000
懇親会費				0
講師関係費				0
雑費	3,000	10,000	20,000	33,000
運営費		30,000	20,000	50,000
通信費				0
保険料			5,000	5,000
旅費交通費				0
消耗品費	3,000		15,000	18,000
<b>事業活動支出計</b>	<b>10,000</b>	<b>50,000</b>	<b>240,000</b>	<b>0</b>
<b>事業活動収支差額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

褒章特別委員会

(単位：円)

事業名 科目名	共益事業会計			合計
	他1			
	褒章特別委員会			
<b>I 事業活動収支の部</b>				
<b>1 事業活動収入</b>				
<b>(1) 経常収益</b>				
②事業収益	10,000			10,000
事業繰入収益	10,000			10,000
登録料収益				
懇親会費収益				
広告料収益				
販売収益				
預り金収益				
雑収益				
<b>事業活動収益計</b>	<b>10,000</b>			<b>10,000</b>
<b>II 事業活動支出</b>				
<b>2 事業活動支出</b>				
①事業費支出	10,000			10,000
会場設営費				0
資料作成費				0
広報費				0
懇親会費				0
講師関係費				0
雑費	10,000			10,000
運営費				0
通信費				0
保険料				0
旅費交通費				0
消耗品費				0
<b>事業活動支出計</b>	<b>10,000</b>			<b>10,000</b>
<b>事業活動収支差額</b>	<b>0</b>			<b>0</b>

公益社団法人日本青年会議所 北海道地区協議会 2016年度年間公式スケジュール

2016年1月6日 現在

月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
会議別	16日(土)恵庭 17日(日)恵庭 22日(金)京都	6日(土)札幌 26日(金)小樽 27日(土)小樽 28日(日)小樽	9日(水)千歳 25日(金)札幌 13日(日)千歳	1日(金)網走 2日(土)網走 3日(日)網走	2日(月)札幌 3日(火)札幌	10日(金)留萌 11日(土)留萌	8日(金)中標津 8日(金)中標津 9日(土)中標津	5日(金)函館 6日(土)函館	1日(木)函館 1日(木)函館 2日(金)函館	1日(土)北見 21日(金)小樽 2日(日)北見 22日(土)小樽	5日(土)中標津 24日(木)札幌 25日(金)札幌 26日(土)札幌	
地区協議会					北海道JCフォーラム 4日(水)札幌		第47次北方領土 返還要求 現地視察大会 10日(日)稚室		第65回北海道地区 大会 函館大会 2日(金)~4日(日) 函館			
地区内 周年式典					14日 江別JC 45周年 28日 恵庭JC 45周年 15日(日) 日高中部JC15周	9日(水) 札幌JC 65周年 11日(土)・12日(日) 留萌JC 60周年		7日(日) 遠軽JC 60周年	17日(土) 岩見沢JC 60周			
道南エリア会議	22日(金)京都	13日(土)	20日(日)		21日(土)	25日(土)		19日(金)		15日(土)	12日(土)	
道央エリア会議	22日(金)京都	13日(土)	20日(日)		21日(土)	25日(土)		19日(金)		15日(土)	12日(土)	
道北エリア会議	22日(金)京都	13日(土)	20日(日)		21日(土)	25日(土)		19日(金)		15日(土)	12日(土)	
道東エリア会議	22日(金)京都	13日(土)	20日(日)		21日(土)	25日(土)		19日(金)		15日(土)	12日(土)	
正副会頭会議	13日(水)	4日(木) 18日(木)	3日(木) 10日(木)	7日(木) 21日(木)	2日(月) 19日(木)	9日(木) 23日(木) 30日(木)	13日(水)		1日(木) 15日(木) 29日(木)		8日(火) 17日(木)	1日(木) 15日(木)
常任理事会	14日(木)	19日(金)	11日(木)	22日(金)	20日(金)	24日(金)	14日(木)		16日(金)		18日(金)	16日(金)
理事会	22日(金)京都	20日(土)	12日(土)	23日(土)	21日(土)	25日(土)	15日(金)横浜 15日(金)横浜		17日(土)	7日(金)広島	19日(土)	17日(土)
ブロック会長会議	22日(金)京都	20日(土)	12日(土)	23日(土)	21日(土)	25日(土)			17日(土)	7日(金)広島	19日(土)	17日(土)
総会	23日(土)京都		26日(土)東京							7日(金)広島		
NOM主要事業	京都会議 21日(木)~24日(日) 京都		9日(日)				国際アカデミー (水戸) サマーコンファレンス 16日(土)~17日(日) 横浜			第65回全国大会 広島大会 6日(木)~9日(日) 広島		
JCI 諸会議	JCI常任理事会 /理事会 (JCI JEM/JBM) 11日(月)~17日(日)			アメリカ地域会議 27日(水)~30日(土)	アフリカ・中東地域会議 4日(水)~7日(土)	アジア・太平洋地域会議 2日(木)~5日(日) ヨーロッパ地域会議 15日(水)~18日(土)	グローバルパートナー シップサミット (GPS) 日( ) ~ 日( ) JCI中間常任理事会 (JCI MYE) 22日(金)~25(月)			JCI世界会議 30日(日)~ 11月4日(金)	JCI世界会議 10月30日(日)~ 11月4日(金)	

公益社団法人日本青年会議所  
2016年度 年間公式スケジュール

2015年11月28日現在

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
正副会頭会議	13日 (水)	4日 (木) 18日 (木)	3日 (木) 10日 (木)	7日 (木) 21日 (木)	2日 (月) 19日 (木)	9日 (木) 23日 (木) 30日 (木)	13日 (水)		1日 (木) 15日 (木) 29日 (木)		8日 (火) 17日 (木)	1日 (木) 15日 (木)
常任理事会	14日 (木)	19日 (金)	11日 (金)	22日 (金)	20日 (金)	24日 (金)	14日 (木)		16日 (金)		18日 (金)	16日 (金)
理事会	22日 (金) (京都)	20日 (土)	12日 (土)	23日 (土)	21日 (土)	25日 (土)	15日 (金)		17日 (土)	7日 (金) (広島)	19日 (土)	17日 (土)
ブロック会長会議	22日 (金) (京都)	20日 (土)	12日 (土)	23日 (土)	21日 (土)	25日 (土)	15日 (金)		17日 (土)	7日 (金) (広島)	19日 (土)	17日 (土)
総会	23日 (土) (京都)		26日 (土) (東京)							7日 (金) (広島)		
JCI 諸会議	JCI 常任理事会/ 理事会 (JCI JEM/BJM) 11日 (月) ~17日 (日)			アメリカ 地域会議 27日 (水) ~30日 (土)	アフリカ・中東 地域会議 4日 (水) ~7日 (土)	アジア・太平洋 地域会議 2日 (木) ~5日 (日) ヨーロッパ 地域会議 15日 (水) ~18日 (土)	JCI 中間常任 理事会 (JCI AVE) 22日 (金) 25日 (月) ~25日 (月) グローバル パートナーシップ サミット (GPS)			JCI 世界会議 10/30 (日) ~11/4 (金)		
NOM主要事業	京都会議 (京都) 21日 (木) ~24日 (日)						国際アカデミー (水戸) サマー コンファレンス 16日 (土) ~17日 (日)			全国大会 (広島) 6日 (木) ~9日 (日)		
財政審査会議	9日 (土) 10日 (日)	13日 (土) 14日 (日)	5日 (土) 6日 (日)	16日 (土) 17日 (日)	14日 (土) 15日 (日)	18日 (土) 19日 (日)	9日 (土) 10日 (日)		10日 (土) 11日 (日)	15日 (土) 16日 (日)	12日 (土) 13日 (日)	10日 (土) 11日 (日)
公益審査会議												
コンプライアンス 審査会議	9日 (土)	13日 (土)	5日 (土)	16日 (土)	14日 (土)	18日 (土)	9日 (土)		10日 (土)	15日 (土)	12日 (土)	10日 (土)
その他	JCI 諸会議・大会 開催地 【JCI 常任理事会/理事会】アメリカ (セントルイス) 【中間常任理事会】アメリカ (セントルイス) 【アメリカ地域会議】ウルグアイ (フンタ・デル・エステ) 【アフリカ・中東地域会議】南アフリカ共和国 (ヨハネスブルク) 【ヨーロッパ地域会議】フィンランド (タンペレ) 【アジア・太平洋地域会議】台湾 (高雄) 【グローバルパートナーシップサミット】アメリカ (ニューヨーク) 【世界会議】カナダ (ケベック)											

一般会計 収支予算書(補正)

2016年1月1日から2016年12月31日まで

科目名	補正予算額	当初予算額	増減	摘要
<b>I 一般正味財産増減の部</b>				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①受取会費	1,230,000	1,230,000	0	
正会員会費	( 900,000 )	( 900,000 )	( 0 )	90,000×10名
特別会員会費	( 30,000 )	( 30,000 )	( 0 )	植村・麻生・柴田
新入会員会費	( 300,000 )	( 300,000 )	( 0 )	3名分
②事業収益	500,000	500,000	0	
事業繰入収益	( )	( )	( )	
登録料収益	( )	( )	( )	
懇親会費収益	500,000	500,000	0	新年交歓会、卒業式
広告料収益	( )	( )	( )	
販売収益	( )	( )	( )	
預り金収益	( )	( )	( )	
雑収益	( )	( )	( )	
③受取補助金等	0	0	0	
地方公共団体補助金	( )	( )	( )	
民間助成金	( )	( )	( )	
④雑収益	0	0	0	
受取寄付金	( )	( )	( )	
⑤雑収益	0	0	0	
受取利息収益	( )	( )	( 0 )	預金利息他
雑収益	( )	( )	( 0 )	
<b>事業活動経常収益計</b>	<b>1,730,000</b>	<b>1,730,000</b>	<b>0</b>	
(2) 経常費用				
事業費				
①事業費支出	950,000	1,130,000	△ 180,000	
会場設営費	( 253,000 )	( 373,000 )	( △ 120,000 )	
資料作成費	( 43,000 )	( 43,000 )	( 0 )	
広報費	( 30,000 )	( 30,000 )	( 0 )	
懇親会費	( 400,000 )	( 430,000 )	( △ 30,000 )	
講師関係費	( 0 )	( 0 )	( 0 )	
雑費	( 131,000 )	( 131,000 )	( 0 )	
運営費	( 61,000 )	( 81,000 )	( △ 20,000 )	
通信費	( 0 )	( 10,000 )	( △ 10,000 )	
保険料	( 5,000 )	( 5,000 )	( 0 )	
旅費交通費	( 5,000 )	( 5,000 )	( 0 )	
消耗品費	( 22,000 )	( 22,000 )	( 0 )	
②管理費	809,696	900,000	△ 90,304	
会議費	( 5,000 )	( 10,000 )	( △ 5,000 )	
旅費交通費	( 160,000 )	( 200,000 )	( △ 40,000 )	
通信運搬費	( 30,000 )	( 30,000 )	( 0 )	
消耗品費	( 20,000 )	( 30,000 )	( △ 10,000 )	
光熱水費	( 30,000 )	( 30,000 )	( 0 )	
印刷製本費	( 5,000 )	( 10,000 )	( △ 5,000 )	
委託費	( 60,000 )	( 60,000 )	( 0 )	
租税公課	( 80,000 )	( 80,000 )	( 0 )	
J C 渉外費	( 140,000 )	( 150,000 )	( △ 10,000 )	
雑費	( 21,596 )	( 41,900 )	( △ 20,304 )	
管理予備費	( 0 )	( 0 )	( 0 )	
負担金①JCI会費	( 17,875 )	( 17,875 )	( 0 )	1,375円×13名
負担金②日本JC付加金	( 65,000 )	( 65,000 )	( 0 )	5,000円×13名
負担金③日本JC基本額	( 30,000 )	( 30,000 )	( 0 )	
負担金④日本JC出向者負担額	( 0 )	( 0 )	( 0 )	
負担金⑤地区協議会付加金	( 58,500 )	( 58,500 )	( 0 )	4,500円×13名
負担金⑥地区協議会基本額	( 21,000 )	( 21,000 )	( 0 )	
負担金⑦国際協力資金	( 23,725 )	( 23,725 )	( 0 )	1,825円×13名
負担金⑧WE BELIEVE購読料	( 39,000 )	( 39,000 )	( 0 )	3,000円×13名
負担金⑨地区要覧	( 3,000 )	( 3,000 )	( 0 )	
負担金⑩JC保険	( )	( )	( 0 )	
<b>事業活動経常費用計</b>	<b>1,759,696</b>	<b>2,030,000</b>	<b>△ 270,304</b>	
<b>評価損益等調整前当期経常増減額</b>	<b>△ 29,696</b>	<b>△ 300,000</b>	<b>270,304</b>	
特定資産評価損益等				
評価損益等計	0	0	0	
<b>当期経常増減額</b>	<b>△ 29,696</b>	<b>△ 300,000</b>	<b>270,304</b>	
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
①固定資産売却益	0	0	0	
建物売却益	( )	( )	( )	
構築物売却益	( )	( )	( )	
什器備品売却益	( )	( )	( )	
②固定資産受贈益	( )	( )	( )	
<b>経常外収益計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
(2) 経常外費用				
①固定資産売却損	( )	( )	( )	
固定資産除却損	( )	( )	( )	
什器備品除却損	( )	( )	( )	
<b>経常外費用計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>当期経常外増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
1 他会計からの繰入金収入				
①特別積立金繰入収入			0	
②運営積立金繰入収入				
1 他会計への繰入金支出				
①特別積立金繰入支出				
②運営積立金繰入支出				
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>△ 29,696</b>	<b>△ 300,000</b>	<b>270,304</b>	
一般正味財産期首残高	29,696	300,000	△ 270,304	
一般正味財産期末残高	0	0	0	
<b>II 指定正味財産増減の部</b>				
①固定資産受贈益				
②基本財産評価益				
③特定資産評価益				
④基本財産評価損				
⑤特定資産評価損				
⑥一般正味財産への振替額				
<b>当期指定正味財産増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
指定正味財産期首残高				
指定正味財産期末残高	0	0	0	
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	

一般会計 正味財産増減計算書  
2015年1月1日から2015年12月31日まで

(単位 円)

科目名	当年度	前年度	差異
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取会費	1,200,000	1,310,000	△ 110,000
正会員会費	( 1,080,000 )	( 900,000 )	( 180,000 )
特別会員会費	( 20,000 )	( 10,000 )	( 10,000 )
新入会員会費	( 100,000 )	( 400,000 )	( △ 300,000 )
② 事業収益	903,000	485,000	418,000
事業繰入収益	( )	( )	( 0 )
登録料収益	( )	( )	( 0 )
懇親会費収益	( 753,000 )	( 485,000 )	( 268,000 )
広告料収益	( 150,000 )	( )	( 150,000 )
販売収益	( )	( )	( 0 )
預り金収益	( )	( )	( 0 )
雑収益	( )	( )	( 0 )
③ 受取補助金等	0	0	0
地方公共団体補助金	( )	( )	( 0 )
民間助成金	( )	( )	( 0 )
④ 雑収益	0	0	0
受取寄付金	( 0 )	( 0 )	( 0 )
⑤ 雑収益	65	9,132	△ 9,067
受取利息収益	( 65 )	( 84 )	( △ 19 )
雑収益	( )	( 9,048 )	( △ 9,048 )
<b>事業活動経常収益計</b>	<b>2,103,065</b>	<b>1,804,132</b>	<b>298,933</b>
(2) 経常費用			
事業費			
① 事業費支出	1,422,909	899,991	522,918
会場設営費	( 157,088 )	( 76,650 )	( 80,438 )
資料作成費	( 52,120 )	( 14,654 )	( 37,466 )
広報費	( 50,000 )	( 85,812 )	( △ 35,812 )
懇親会費	( 799,165 )	( 390,492 )	( 408,673 )
講師関係費	( 25,000 )	( 23,500 )	( 1,500 )
雑費	( 132,631 )	( 94,049 )	( 38,582 )
運営費	( 176,677 )	( 178,745 )	( △ 2,068 )
通信費	( 16,018 )	( 0 )	( 16,018 )
保険料	( 12,072 )	( 3,380 )	( 8,692 )
旅費交通費	( 0 )	( 25,573 )	( △ 25,573 )
消耗品費	( 2,138 )	( 7,136 )	( △ 4,998 )
② 管理費	1,031,825	1,186,281	△ 154,456
会議費	( 0 )	( 0 )	( 0 )
旅費交通費	( 300,000 )	( 400,000 )	( △ 100,000 )
通信運搬費	( 24,000 )	( 24,002 )	( △ 2 )
消耗品費	( 13,297 )	( 339 )	( 12,958 )
光熱水費	( 30,000 )	( 30,000 )	( 0 )
印刷製本費	( 0 )	( 7,950 )	( △ 7,950 )
委託費	( 60,000 )	( 60,000 )	( 0 )
租税公課	( 80,000 )	( 80,000 )	( 0 )
J C 渉外費	( 174,334 )	( 149,467 )	( 24,867 )
雑費	( 21,589 )	( 86,163 )	( △ 64,574 )
管理予備費	( 0 )	( 0 )	( 0 )
負担金①JCI会費	( 16,380 )	( 17,660 )	( △ 1,280 )
負担金②日本JC付加金	( 65,000 )	( 75,000 )	( △ 10,000 )
負担金③日本JC基本額	( 30,000 )	( 30,000 )	( 0 )
負担金④日本JC出向者負担額	( 20,000 )	( 0 )	( 20,000 )
負担金⑤地区協議会付加金	( 97,500 )	( 105,000 )	( △ 7,500 )
負担金⑥地区協議会基本額	( 30,000 )	( 30,000 )	( 0 )
負担金⑦国際協力資金	( 23,725 )	( 29,200 )	( △ 5,475 )
負担金⑧WE BELIEVE購読料	( 39,000 )	( 44,500 )	( △ 5,500 )
負担金⑨地区要覧	( 7,000 )	( 7,000 )	( 0 )
負担金⑩J C 保険	( )	( )	( 0 )
負担金⑪その他	( 0 )	( 10,000 )	( △ 10,000 )
<b>事業活動経常費用計</b>	<b>2,454,734</b>	<b>2,086,272</b>	<b>368,462</b>
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 351,669	△ 282,140	△ 69,529
特定資産評価損益等			
評価損益等計	0	0	0
<b>当期経常増減額</b>	<b>△ 351,669</b>	<b>△ 282,140</b>	<b>△ 69,529</b>
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 固定資産売却益	0	0	0
建物売却益	( )	( )	( 0 )
構築物売却益	( )	( )	( 0 )
什器備品売却益	( )	( )	( 0 )
② 固定資産受贈益	( )	( )	( 0 )
<b>経常外収益計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
(2) 経常外費用			
① 固定資産売却損			
固定資産除却損	( )	( )	( 0 )
什器備品除却損	( )	( )	( )
<b>経常外費用計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期経常外増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
1 他会計からの繰入金収入			
① 特別積立金繰入金収入	0	250,000	200,000
② 運営積立金繰入金収入			
1 他会計への繰入金支出			
① 特別積立金繰入支出			
② 運営積立金繰入支出			
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>△ 351,669</b>	<b>△ 32,140</b>	<b>△ 319,529</b>
一般正味財産期首残高	381,365	413,505	△ 32,140
一般正味財産期末残高	29,696	381,365	△ 351,669
<b>II 指定正味財産増減の部</b>			
① 固定資産受贈益			
② 基本財産評価益			
③ 特定資産評価益			
④ 基本財産評価損			
⑤ 特定資産評価損			
⑥ 一般正味財産への振替額			
<b>当期指定正味財産増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高	0	0	0
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>29,696</b>	<b>381,365</b>	<b>△ 351,669</b>

— 歴代三役名簿 —

代数	年度	理事長	副理事長	副理事長	副理事長	専務理事
初代	昭和33年	平間 広一	米田 正一	石川 豊治		
2	34	平間 広一	大栗 忠男	滝本 鈴雄		
3	35	宇川 源吉	石川 豊治	山田 盛造		
4	36	石川 豊治	山田 盛造	真鍋 忠義		
5	37	森 茂	真鍋 忠義	高橋 保		
6	38	米田 正一	石川 武雄	佐藤 讓		
7	39	石川 武雄	真鍋 忠義	堂下 春正		
8	40	真鍋 忠義	山田 盛造	西沢 良知		
9	41	岸 昭男	山田 盛造	出村 孝徳		
10	42	山田 盛造	出村 孝徳	望月 敏輝		
11	43	三浦 武	望月 敏輝	境 正雪		
12	44	境 正雪	美口 智明	佐々木 賢治	塩澤 幸雄	
13	45	湯浅 保宏	堀田 正和	田島 隆男		
14	46	田島 隆男	長谷川 芳昭	井上 広		渋谷 俊彦
15	47	長谷川 芳昭	堀田 正和	梶 省而	渋谷 俊彦	太田 瑞旺
16	48	井上 広	堀田 正和	吾子 繁幸		
17	49	梶 省而	長田 裕	多田 実		吾子 繁幸
18	50	渋谷 俊彦	茶山 良一	太田 瑞旺	吾子 繁幸	鈴木 勇夫
19	51	吾子 繁幸	太田 瑞旺	堀田 正和	鈴木 勇夫	児玉 彪
20	52	太田 瑞旺	鈴木 勇夫	井上 信重	西出 勝利	三枝 誠
21	53	鈴木 勇夫	佐々木 昭	佐々木 明	西出 勝利	菊島 美孝
22	54	佐々木 昭	井上 昭二	三枝 誠	山森 健治	小笠原 博
23	55	西出 勝利	三枝 誠	伊藤 輝道	井上 昭二	菅井 勝
24	56	三枝 誠	村上 純一	北川 勇	菅井 勝	堀口 純男
25	57	菅井 勝	堀口 純男	植村 正志	森 興三	佐藤 元紀
26	58	小笠原 博	菊島 美孝	横岡 潤一	北川 勇	日高 和雄
27	59	菊島 美孝	日高 和雄・岩井 政海・菱田 正弘・伊藤 法生			大谷 文昭
28	60	植村 正志	岩井 政海	菱田 正弘	佐藤 元紀	今村 博高
29	61	日高 和雄	岩井 政海	佐藤 元紀	成田 喜代二	北野 保孝
30	62	岩井 政海	吉川 隆嗣	若林 弘基	長谷川 義輝	星野 雅彦
31	63	大谷 文昭	今村 博高	吉川 隆嗣		星野 豊和
32	平成元年度	北野 保孝	宇戸 啓隆	真田 敏幸	星野 雅彦	田中 匡
33	2	星野 雅彦	小笠原 幸治	谷口 健二	渡辺 修	米田 實
34	3	谷口 健二	真田 敏幸	野沢 幸一	田中 匡	北村 光明
35	4	真田 敏幸	佐々木 啓二	今村 博高	米田 實	青木 雅彦
36	5	田中 匡	宇川 信之	塩澤 治	横岡 和彦	土井 義之
37	6	米田 實	青木 雅彦	吉田 建法	北村 光明	鈴木 高次
38	7	塩沢 治	平瀬 広伸	伊藤 嘉悦	三好 光明	越智 聡
39	8	三好 光明	横岡 和彦	鈴木 高次	越智 聡	加藤 愉朗
40	9	越智 聡	吉田 建法	北村 光明		早坂 喜幸

— 歴代三役名簿 —

代数	年度	理事長	副理事長	副理事長	副理事長	専務理事
41	10	鈴木 高次	中西 智彦	早坂 透	早坂 喜幸	松川 博幸
42	11	北村 光明	岡田 剛	吉田 建法	實吉 俊介	板垣 英一
43	12	早坂 喜幸	板垣 英一	岡田 剛		加藤 愉朗
44	13	岡田 剛	加藤 愉朗	成田 博之	松川 博幸	中西 智彦
45	14	板垣 英一	山口 直樹	塚川 晋		時田 了源
46	15	加藤 愉朗	時田 了源	赤松 順市		成田 博之
47	16	松川 博幸	松澤 啓	板垣 英一	成田 博之	赤松 順市
48	17	成田 博之	加藤 愉朗	岡田 剛		植松 努
49	18	植松 努	植村 真美	松川 博幸		堀口 貴久
50	19	植村 真美	上村 栄二	堀口 貴久		岩木 哲平
51	20	堀口 貴久	岡本 織絵	成田 博之		西出 達司
52	21	岡本 織絵	西出 達司	井上 篤志		植村 真美
53	22	西出 達司	成田 博之	植村 真美		井上 篤志
54	23	岩木 哲平	柴田 泰志	堀口 貴久		北野多恵子
55	24	柴田 泰志	稲石 卓也	植村 真美		岩木 哲平
56	25	稲石 卓也	田村 智	西出 達司		菊島 孝次
57	26	岩木 哲平	柴田 泰志	稲石 卓也		南 隼和
※年度途中に変更		稲石 卓也	柴田 泰志			南 隼和
58	27	麻生 剛	南 隼和	石井 崇之		植村 正人

— 特別会員名簿 —

卒業年	名前・住所	連絡先
S37年	田中 太郎 (T11年8月4日生) (有)田中外装店 会長 赤平市泉町1-1	TEL 32-2865 FAX 32-2834
	大高 勇一 (T11年9月26日生) 札幌市豊平区中の島1条7丁目9-1	
S39年	新井 敏夫 (T13年3月16日生) 新井歯科医院 院長 神奈川県相模原市双葉2-18-10	
	堂下 春正 (T13年8月5日生) 広尾町立病院 広尾郡広尾町丸山通り3丁目	
S40年	丹 保三郎 (T14年8月23日生) 札幌市真駒内南町1-6-15	
S42年	加藤 新一 (S2年1月24日生) 赤平市美園町2-22	TEL 33-8653
	岸 昭男 (S2年11月16日生) 喫茶「モ力」 札幌市中央区南2条西5丁目	
S43年	真鍋 忠義 (S3年6月18日生) 札幌市厚別区厚別西5-6-12-27 藤好道子様方	
	近石 隆 (S3年10月3日生)	
S44年	三浦 武 (S4年6月23日生) (株)三浦燃料店 会長 赤平市泉町3-6	TEL 32-3275 (自)32-2026 FAX 32-3275
S45年	玉井 敏造 (S5年2月12日生) 千葉県船橋市習志野2-5-7	
	山田 盛造 (S5年12月30日生) 苫小牧市音羽1-12-15	
S46年	田中 芳昭 (S6年9月12日生) 札幌市北区屯田5条7丁目6-10	
S49年	井上 広 (S9年2月10日生) 赤平神社宮司 赤平市泉町4-3	TEL 32-3003 FAX 32-3003
	田島 隆男 (S9年6月15日生) (有)田島商事社長 赤平市錦町2-4	TEL 32-3045 FAX 32-3045
S50年	茶山 良一 (S10年5月3日生) 赤平市西豊里町403	TEL 32-2393 FAX 32-3309
S51年	長田 裕 (S11年7月10日生) 赤平市錦町2-7	TEL 32-2800 FAX 32-4740
	小山 義弘 (S11年8月22日生)	
S522年	吉田 茂 (S12年2月26日生) (有)吉田米穀 社長 赤平市昭和町2-8	TEL 32-2970 FAX 32-1167
	渋谷 俊彦 (S12年9月23日生) 赤平市豊栄町4-29	TEL 32-2431
	長土居 有隣 (S12年10月4日生) (有)長土居米穀店 社長 赤平市泉町1-1	TEL 32-3151 FAX 32-3152
	滝本 満 (S12年11月23日生) フレッシュマートたきもと 代表 赤平市錦町2-4	TEL 32-3336
S53年	堀田 正和 (S13年2月10日生) 札幌市南区藤野5条3丁目6番3号	TEL 011-592-5018

— 特別会員名簿 —

卒業年	名前・住所	連絡先
S54年	多田 実 (S14年1月18日生) 多田商事 代表 赤平市大町1-3	TEL 32-2854 FAX 32-2854
	鈴木 勇夫 (S14年3月15日生) 千葉県君津市人見936番地大和田社宅D3棟5-5	TEL 0439-52-7306
	井上 信重 (S14年12月23日生) 井上理容院 代表 赤平市本町2-1	TEL 32-2424 FAX 32-2424
	伊藤 輝道 (S15年1月3日生) いとう薬局 代表 赤平市大町1-6	TEL 33-9636 FAX 33-9636
S55年	長谷川 芳昭 (S15年8月8日生) 口イヤル歯科 旭川市3条2丁目429-1	TEL0166-25-4122 FAX0166-25-4129
	佐々木 肇 (S16年5月17日生) 札幌市東区北45条東7-6-20	TEL 011-702-3334 FAX 011-751-8803
S56年	佐々木 明 (S16年6月23日生) (有)佐々木営繕センター 社長 赤平市茂尻元町北6-26	TEL 33-8121 FAX 32-2816
	村上 純一 (S16年11月22日生) むらかみ建設(株) 社長 赤平市美園町2-2	TEL 32-2146 FAX 32-2288
	西出 勝利 (S17年4月3日生) 西出興業(株) 社長 赤平市大町1-3	TEL 32-3116 (自) 32-3506 FAX 32-6060
S57年	柏田 慎一 (S17年7月8日生) 赤平不動産 代表 赤平市東文京町3-3	TEL 32-3367 FAX 32-3345
	菊井 征勝 (S18年2月25日生) 滝川市幸町1-6-30	TEL 22-1702
S58年	佐々木 昭 (S18年2月28日生)	TEL 011-862-1212 FAX 011-865-6603
	三枝 誠 (S18年8月28日生)	
	北川 勇 (S18年10月6日生) 赤平市若木町西1-31	TEL 32-4301
S59年	富田 一雄	
S60年	菅井 勝 (S20年3月12日生) (有)菅井商店 社長 赤平市共和町172	TEL 32-7222 FAX 33-7855
	伊藤 勝雄 (S20年7月25日生) (有)伊藤石油 専務 赤平市茂尻元町南2-1	TEL 32-2635 FAX 32-2918
	堀口 純男 (S20年8月30日生) (株)堀口塗装店 社長 赤平市大町2-1	TEL 32-2942 FAX 33-7065
	渡辺 忠司 (S20年10月29日生) ワタナベ電器 代表 赤平市昭和町2-3	TEL 32-3523
	横岡 潤一 (S21年5月28日生) (有)横岡商店 社長 赤平市本町2-1	TEL 32-2556 FAX 32-2561
S61年	菱田 正弘 (S21年6月14日生) 菱田商事(株) 社長 赤平市宮下町1-68	TEL 32-5915 FAX 32-0505
	高杉 孝 (S21年7月9日生)	
	真鍋 敏保 (S21年7月11日生) ホテルリバーサイド 代表 赤平市泉町4-2	TEL53-3571 (自)32-2033
S62年	成田 喜代二 (S22年2月3日生) (有)成田鉄工所 所長 赤平市錦町3-3	TEL 38-8365 (自) 32-2719 FAX 38-8863
	和泉 義雄 (S22年8月17日生) (株)和泉組 社長 赤平市錦町2-6	TEL 32-2626 FAX 32-0285

— 特別会員名簿 —

卒業年	名前・住所	連絡先
S63年	長谷川 芳輝 (S23年1月7日生) (医)長谷川第一歯科 理事長 赤平市共和町276	TEL 32-2277 (自) 32-0161 FAX 32-2705
	佐藤 元紀 (S23年2月11日生) (有)サトウカメラ店 社長 赤平市大町1-3	TEL 32-2616 FAX 32-6087
	植村 正志 (S23年9月24日生) 植村建設(株) 社長 赤平市西文京町2-1	TEL 32-3141 (自) 32-2582 FAX 33-7666
	二本柳 武 (S23年11月26日生)	
	伊藤 宣夫 (S23年11月29日生) (株)赤平オーキッド 赤平市百戸町西4-15	TEL 32-4101 (自) 32-4326
平成元年	日高 和雄 (S24年3月11日生) 日高屋製菓(有) 社長 赤平市本町1-2	FAX 32-1319 TEL 32-3218 自) 33-8530 FAX 32-3219
	岩井 政海 (S24年5月23日生) (株)アイマトン 社長 滝川市流通団地1-4-25	TEL 24-1105 (自) 24-5111 FAX 32-5826
	菊島 好孝 (S24年5月28日生) 赤平市長 赤平市茂尻元町南2-33	TEL 32-2307 (自) 32-2534 FAX 32-1781
	星野 豊和 (S24年8月26日生) 赤平市茂尻元町南2-14	TEL 32-2027
H2年	佐藤 政敏 (S25年3月18日生) 丸宮建材(株) 専務 赤平市字赤平668	TEL 32-3231 (自) 32-1250 FAX 32-4227
	植村 正義 (S25年6月30日生) 植栄商事(株) 社長 赤平市東文京町1-3	TEL 32-2226 (自) 32-1128 FAX 32-3365
	宇戸 啓隆 (S25年7月2日生) (有)赤平薬局 社長 赤平市錦町1-2	TEL 32-2864 FAX 32-2789
	山道 功 (S25年10月13日生) 赤平商工会議所 事務局長 赤平市若木町東2-16	TEL 32-2246 (自) 32-4162 FAX 32-2247
H3年	獅畑 輝明 (S26年2月9日生) (有)よしおか商事 社長 赤平市大町1-2	TEL 32-3060 (自) 32-2724 FAX 32-0089
	野澤 幸一 (S26年4月15日生) 赤平セレモニーホール 赤平市西文京町2-1	TEL 32-0234
	渡辺 修 (S26年7月11日生) 赤平セレモニーホール 館長 赤平市大町1-1	TEL 33-9966 FAX 33-7299
	鵜飼 良国 (S26年10月11日生) ウカイ看板工芸 代表 赤平市茂尻中央町南5-41	TEL 32-6395 FAX 32-6395

— 特別会員名簿 —

卒業年	名前・住所	連絡先
H4年	吉川 隆嗣 (S27年1月30日生) 赤平市大町1-6	TEL 32-3009 FAX 32-3092
	岩木 浩二 (S27年2月24日生) 丸宮建材(株) 社長 赤平市錦町2-2	TEL 32-0104 (自) 33-9189 FAX 32-3520
	石野 茂 (S27年3月1日生) おでんのいしの 代表 赤平市本町1-2	TEL 32-2622 (自) 32-1266 FAX 32-2627
	今村 博高 (S27年5月9日生) (有)イマムラ 社長 赤平市豊栄町5-39	TEL 32-2365 FAX 32-2365
	川本 雅庸 (S27年11月3日生) 赤平市字赤平673	TEL 32-2817
	菱田 弘司 (S27年12月2日生) 食事処ゆず 赤平市錦町2-4	TEL 32-4855 (自) 32-5910
	朴 祥哲 (S27年12月22日生) ブロンディ 社長 赤平市本町1-1	TEL 32-2837 FAX 32-3130
H5年	佐藤 哲幸 (S28年4月29日生) (有)ウエルボン広瀬 社長 赤平市大町1-4	TEL 32-2447 FAX 32-2447
	谷口 健二 (S28年5月15日生) 谷口電機(株) 社長 赤平市大町1-3	TEL 32-2101 FAX 32-2105
	土井 義之 (S28年7月28日生) スナックダンプ 代表 赤平市本町1-2	TEL 32-0090 自) 32-3851 FAX 32-3851
	片倉 隆司 (S28年10月7日生)	
	北野 保孝 (S28年10月9日生) (有)北野本店 社長 赤平市泉町1-1	TEL 32-2291 FAX 33-8070
	佐々木 晃 (S28年11月13日生) 赤平種苗店 代表 赤平市大町1	TEL 32-3517 FAX 32-3545
	田中 匡 (S30年12月6日生) (有)田中外装店 社長 赤平市泉町1-1	TEL 32-2865 FAX 32-2834
H8年	三好 光明 (S31年3月4日生) (有)三好電機工事店 社長 赤平市泉町4-2	TEL 32-2951 (自) 32-9504 FAX 32-2951
	平瀬 広伸 (S31年5月4日生) (有)平瀬商店 専務 赤平市錦町1-2	TEL 32-3042
	塩澤 治 (S31年10月15日生) (有)ジュベルシオザワ 社長 赤平市大町1-1	TEL 32-4748 FAX 32-4748
H9年	宇川 信之 (S32年10月1日生) (有)宇川薬局 社長 赤平市大町1-2	TEL 32-2262 (自) 32-1432 FAX 32-2262
H10年	青木 雅彦 (S33年10月10日生) 赤平市大町2-2	TEL 33-7870 FAX 33-7272
	越智 聡 (S33年3月21日生) 赤平市東大町1-31	TEL 32-3822 FAX 32-4227
H11年	伊藤 嘉悦 (S34年12月15日生) 赤平市役所 副市長 赤平市豊栄町5-39-17	TEL 32-2211 (自) 33-9835 FAX 32-5033
	大原 成人 (S34年1月15日生) 札幌市東区北33条東17丁目3-15 603	TEL 011-784-6923 FAX 011-784-6923
	早坂 透 (S34年10月11日生) (有)早坂建設 社長 赤平市若木町南2-21	TEL 32-3638 FAX 32-3638

— 特別会員名簿 —

卒業年	名前・住所	連絡先
H12年	鈴木 高次 (S35年5月12日生) (有)鈴木製作所 社長 赤平市昭和町1-69	TEL 32-4312 (自) 23-3969 FAX 32-4313
	吉田 建法 (S35年7月3日生) 全龍寺 住職 赤平市茂尻元町北4-14	TEL 32-0753 FAX 32-0753
	北村 光明 (S35年8月9日生) (有)きたむら 社長 赤平市大町1-4	TEL 32-0753 FAX 32-0753
	横岡 和彦 (S35年11月15日生) 札幌市豊平区月寒東1-2-4-15	TEL 01242-2-2355 (自)33-7600
H13年	大道 隆義 (S36年5月27日生) フラワーショップ花道 代表 赤平市大町1-3	TEL 32-0544 FAX 32-0540
	中西 智彦 (S36年7月27日生) 赤平市役所(会計課長)赤平市東文京町3-2	TEL 32-2211 FAX 32-5033
	實吉 俊介 (S36年9月21日生) 赤平市役所(市立赤平総合病院事務長) 赤平市大町4-3-7	TEL 32-2211 FAX 32-5033
H14年	早坂 喜幸 (S37年5月12日生) 八ヤサカ自動車工業(株) 社長 赤平市大町3-3	TEL 32-1221 FAX 32-1050
H16年	赤松 順市 (S39年4月23日生) 赤平市大町1-2	TEL 32-3300 FAX 32-3300
H17年	板垣 英一 (S40年1月24日生) (株)バースタックKAZU 社長 滝川市滝の川町西1丁目1031	TEL 0125-26-5355 FAX 0125-24-2844
	岡田 剛 (S40年3月15日生) (有)魚心 社長 赤平市豊栄町1-1-2	TEL 32-5217 (自) 33-7852 FAX 32-0081
	川向 康德 (S40年4月23日生) (有)東栄建設工業 社長 赤平市美園町5-14	TEL 32-4607 (自) 34-4990 FAX 32-4607
	塚川 晋 (S40年12月11日生) (有)塚川 専務 赤平市東文京町3-1	TEL 32-3208 (自) 32-0855 FAX 33-9302
	大澤 和幸 (S40年5月30日生) 赤平商工会議所 相談所長 赤平市平岸曙町1-49	TEL 32-2246 (自) 38-8651 FAX 32-2247
H18年	植松 努 (S41年8月17日生) (株)植松電機 専務 赤平市共和町230-50	TEL 33-7575 FAX 33-4130
H19年	加藤 愉朗 (S42年8月31日生) 植村建設(株) 赤平市昭和町1-72	TEL 32-3450 FAX 33-7011
	堀口 克敏 (S42年12月24日生) (有)堀口塗工部 社長 赤平市幌岡町85	TEL 33-7766 FAX 32-2812

— 特別会員名簿 —

卒業年	名前・住所	連絡先
H22年	井上 篤志 (S45年6月27日生) 赤平神社 禰宜 赤平市泉町4-3	TEL 32-3003 FAX 32-3003
	布施 勝英 (S45年3月22日生) (株)布施呉服店 取締役 赤平市錦町1-1	TEL 32-3041 FAX 32-0156
	松川 博幸 (S45年10月1日生) 寿司の松川 店長 赤平市大町1-2	TEL 32-3065 FAX 32-7981
H23年	成田 博之 (S46年2月28日生) 赤平市役所 (商工労政観光課主幹) 赤平市宮下町2-1-22	TEL 32-2211 (自)33-7612 FAX 32-5033
H25年	堀口 貴久 (S48年9月12日生) (株)堀口塗装店 常務取締役	TEL 32-2942 FAX 33-7065
	西出 達司 (S48年5月18日生) 西出興業(株) 専務取締役	TEL 32-3316 FAX 32-6060
	菊島 孝次 (S48年10月6日生) エルム工業(株) 代表取締役	TEL 32-3783 FAX 33-7050
	丸山 徹 (S48年8月16日生) 赤平商工会議所 相談課課長	TEL 32-2246 FAX 32-2247
	田村 智 (S49年11月14日生) 空知単板工業(株) 砂川工場課長	TEL 38-8001 FAX 38-8038
H27年	水根 大昭 (S50年5月14日生) 西出興業(株) 課長	TEL 32-3116 FAX 32-6060
	岡本 織絵 (S50年6月15日生) スナックメトレス	TEL 33-0712 FAX 050-3525-2892

— OB役員・故人 —

— 相談役 —

菊島 好孝 (赤平市長)  
西出 勝利 (赤平商工会議所会頭)

— 顧問 —

真鍋 忠義 (元赤平商工会議所会頭)  
佐々木 肇 (元赤平市長)

— OB会役員 —

相談役 平瀬 広伸  
相談役 佐々木 晃  
会 長 吉田 建法  
直前会長 伊藤 嘉悦  
副会長 早坂 透 中西 智彦 實吉 俊介  
幹 事 鈴木 高次 大道 隆義  
監 査 今村 博高 早坂 喜幸

— 故 人 —

村上 虎之助	大正3年8月15日生	元赤平青年会議所顧問
奥山 勇治	大正15年6月14日生	昭和41年卒業
滝本 鈴雄	大正9年2月10日生	昭和35年卒業
太田 瑞旺	昭和16年7月23日生	昭和56年卒業
畑本 勝利	昭和13年2月25日生	昭和53年卒業
湯浅 巖	昭和9年5月3日生	昭和49年卒業
亀田 久男	大正12年6月2日生	昭和38年卒業
米田 正一	大正13年10月10日生	昭和39年卒業
平間 広一	大正14年11月30日生	昭和40年卒業
大栗 忠男	大正9年5月15日生	昭和35年卒業
北野 福志	大正14年6月21日生	昭和40年卒業
小笠原 博	昭和19年12月28日生	昭和59年卒業
五十嵐 雅光	昭和23年4月1日生	昭和63年卒業
山森 健治	昭和16年1月13日生	昭和56年卒業
伊藤 正男	昭和22年3月28日生	昭和62年卒業
長山 弘吉	大正11年10月10日生	昭和38年卒業
佐藤 讓	大正12年9月30日生	昭和37年卒業
吾子 繁幸	昭和12年9月23日生	昭和52年卒業
大谷 文昭	昭和25年12月27日生	平成2年卒業
星野 雅彦	昭和28年12月6日生	平成5年卒業
石川 豊治	大正12年3月27日生	昭和37年卒業
岡村 広治	大正10年8月10日生	昭和36年卒業
塩澤 幸雄	昭和6年4月15日生	昭和46年卒業
佐藤 宏	昭和14年11月22日生	昭和54年卒業
西澤 三男	昭和31年11月25日生	平成8年卒業
佐藤 敏男	大正15年6月29日生	昭和41年卒業
石川 武雄	大正15年12月3日生	昭和41年卒業
宇川 源吉	大正12年7月19日生	昭和37年卒業
米田 實	昭和32年7月19日生	平成9年卒業
松川 幸雄	昭和22年11月15日生	昭和62年卒業
望月 敏輝	昭和3年10月28日生	昭和43年卒業
米田 務	昭和10年5月31日生	昭和50年卒業
出村 孝徳	昭和2年12月22日生	昭和42年卒業
梶 省而	昭和13年2月2日生	昭和53年卒業
西澤 良知	大正15年2月5日生	昭和41年卒業
若林 弘基	昭和22年3月8日生	昭和62年卒業
沼田 達夫	大正13年8月9日生	昭和39年卒業
森 茂	大正13年1月12日生	昭和39年卒業
岩木 哲平	昭和55年3月29日生	
堺 正雪	昭和6年5月30日生	昭和46年卒業
井上 昭二	昭和15年8月11日生	昭和55年卒業
森 興三	昭和17年4月17日生	昭和57年卒業
小笠原 幸治	昭和27年11月9日生	平成4年卒業
真田 敏幸	昭和29年1月1日生	平成6年卒業

# 定 款

一般社団法人 赤平青年会議所

# 一般社団法人 赤平青年会議所 定 款

## 第1章 総 則

### 〔名 称〕

第1条 この法人は、一般社団法人赤平青年会議所（以下「本会議所」という。）と称する。

### 〔事 務 所〕

第2条 本会議所は、主たる事務所を北海道赤平市に置く。

### 〔目 的〕

第3条 本会議所は、地域社会及び国家の政治、経済、社会、文化等の発展を目指し、会員相互の信頼のもと、資質の向上と啓発に努めるとともに、地域の青少年の健全育成による明るい豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

### 〔運営の原則〕

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

### 〔事 業〕

第5条 本会議所は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (2) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (3) 自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- (4) 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- (5) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業
- (6) 国際青年会議所、日本青年会議所、国内外の青年会議所その他の諸団体との連携に基づく事業
- (7) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については北海道において行うものとする。

## 第2章 会 員

### 〔種 別〕

第5条 本会議所の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（1）正会員 赤平市及びその近郊に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者。ただし、年度中に40歳に達する時は、その年度内は40歳を超えてもなお正会員の資格を有する。

（2）特別会員 40歳に達した年の年度末まで正会員であった者で、理事会において承認されたもの。

#### 〔入 会〕

第7条 本会議所の正会員又は特別会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 このほかに入会に関する事項は、一般社団法人赤平青年会議所会員資格・会費規程に定める。

#### 〔会員の権利〕

第8条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2 特別会員は、理事会の承認を得て前項の事業に参加することができる。

#### 〔会員の義務〕

第9条 会員は、定款その他の規則を遵守し、本会議所の目的達成に必要な事業に協力する義務を負う。

#### 〔経費の負担〕

第10条 正会員は、入会に際し、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 正会員及び特別会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

3 特別会員は、総会において別に定める特別会費を納入しなければならない。

#### 〔退 会〕

第11条 本会議所を退会しようとする会員は、理事長に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### 〔除 名〕

第12条 本会議所の会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によってその会員を除名することができる。

- (1) 本会議所の体面を傷つけ、又は目的に反する行為のあるとき。
  - (2) 会議所の秩序を乱す行為のあるとき。
  - (3) 会費を納入しないとき。
  - (4) 本定款その他の規則に違反したとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

#### [会員の資格喪失]

第13条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡又は失踪宣言を受けたとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。

#### [会員資格喪失に伴う権利及び義務]

第14条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

### 第3章 役員等

#### [役員]

第15条 本会議所に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上9人以内
  - (2) 監事 2人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長、1人を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### [選任等]

第16条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事は、正会員の中からこれを選任する。
- 3 監事は、本会議所の理事若しくは使用人を兼任することができない。

- 4 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 5 その他役員を選任に関して必要な事項は、総会の決議において別に定める。

〔理事の職務及び権限〕

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及び本定款で定めるところにより、本会議所を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会議所の業務を分担執行する。

4 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

〔監事の職務及び権限〕

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

5 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

〔任 期〕

第19条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

2 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期が満了するときまでとする。

4 理事及び監事は、第15条で定めた定数に足りなくなる場合には、辞任又は任期満了により退任した後も、後任者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を

有する。

〔解任〕

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

〔役員報酬等〕

第21条 理事及び監事は無報酬とする。

〔顧問・相談役・直前理事長〕

第22条 本会議所に、任意の機関として、直前理事長1人、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は理事会の決議により理事長がこれを委嘱する。

3 顧問及び相談役は、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

4 直前理事長は、前年度理事長が当たり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。

5 直前理事長は、理事会に出席し、意見を述べるができる。

6 直前理事長、顧問及び相談役の任期は選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。

7 顧問、相談役・直前理事長は、理事会の決議によって解任することができる。

8 相談役、顧問及び直前理事長は無報酬とする。

〔取引の制限〕

第23条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにする、本会議所の事業の部類に属する取引

(2) 理事が自己又は第三者のためにする、本会議所との取引

(3) 本会議所が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会議所とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

〔責任の免除〕

第24条 本会議所は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、同法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第4章 総 会

〔構成〕

第25条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

〔権限〕

第26条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
  - ① 一般社団法人赤平青年会議所会員資格・会費規程
  - ② 一般社団法人赤平青年会議所役員選出規程
  - ③ 一般社団法人赤平青年会議所運用規程
  - ④ 一般社団法人赤平青年会議所庶務規程
- (6) 会員の除名
- (7) 本会議所の解散及び清算人の選任並びに残余財産の処分
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) その他総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

〔種別及び開催〕

第27条 総会は、定時総会として毎年1月及び12月に2回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

2 前項の定時総会のうち、毎年1月に開催される定時総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

〔招集〕

第28条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合には、理事長は、総会の日時、場所、総会の目的である事項を記載した書面により、総会の日々の1週間前までに正会員に対しその通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面により議決権を行使することができることとするときは、総会の日々の2週間前までにその通知を発しなければならない。

4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

〔議長〕

第29条 総会の議長は、理事長若しくは理事長の指名した者がこれに当たる。ただし、

臨時総会を開催した場合は、出席している正会員のうちからこれを選出する。

〔議 決 権〕

第30条 総会における議決権は、正会員1名について1個とする。

〔決 議〕

第31条 総会の決議は、総正会員数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員数の半数以上であって、総正会員の決議の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を解任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から投票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

〔書面による議決権の行使等〕

第32条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面により議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

〔議 事 録〕

第33条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2人が記名押印しなければならない。

## 第5章 理 事 会

〔構 成〕

第34条 本会議所に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

〔権 限〕

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会議所の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職。この場合において、理事会は、総会の決議により理事長、副理事長及び専務理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

〔招集〕

第36条 理事会は理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2 理事会は、毎月1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

〔議長〕

第37条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。

〔決議〕

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって行う。

〔議事録〕

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事及び監事が記名押印しなければならない。

〔傍聴〕

第40条 理事会を傍聴しようとするものは、あらかじめその旨を理事会に申請しなければならない。

2 傍聴人は議長の許可なく発言することはできない。

## 第6章 例会及び委員会

〔例会〕

第41条 この法人は、その事業目的を達成するため、原則として毎月1回例会を開催する。

2 例会は、すべての正会員をもって構成する。

3 例会の運営に関する事項は、総会の決議により別に定める。

〔委員会〕

第42条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施す

るために委員会を設置する。

2 前項の委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員若干名で構成する。ただし、委員会によっては副委員長を置かないことができる。

3 第1項の委員会の委員は、正会員の中から理事会において選任及び解任する。

4 その他委員会の運営については、総会の決議により別に定める。

## 第7章 資産及び会計

### 〔財産の管理・運用〕

第43条 本会議所の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

### 〔事業年度〕

第44条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

### 〔会計原則並びに区分〕

第45条 本会議所の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

### 〔事業計画及び収支予算〕

第46条 本会議所の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

### 〔事業報告及び決算〕

第47条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属属明細書
- (2) 貸借対照表及びその附属属明細書
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）及びその附属明細書
- (4) 収支計算書
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類の提出を受けたときは、次の事項を内容とする監査報告書を作成しなければならない。

- (1) 監事の監査の方法及びその内容
- (2) 前項第2号及び第3号の各書類が当該一般社団法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- (3) 監査報告を作成した日
- (4) その他法令で定める事項

3 第1項の承認を受けた書類については、1月の定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類（附属明細書を除く。）については承認を受けなければならない。

〔剰余金の分配〕

第48条 本会議所は、剰余金の分配は行わない。

## 第8章 管 理

〔事務局〕

第49条 本会議所は、その事務を処理するために事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長1名を置くことができる。
- 3 事務局長は、本会議所の庶務を処理する。
- 4 事務局長は、理事会の決議により選任及び解任する。
- 5 前各号のほか、事務局に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

〔備付け帳簿及び書類〕

第50条 理事長は、次の各号に掲げる書類を主たる事務所に据え置かなければならない。

- (1) 定款その他諸規則
- (2) 会員名簿
- (3) 総会、理事会の議事録
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書
- (6) 財産目録
- (7) 事業報告及び事業報告の附属明細書
- (8) 貸借対照表及び貸借対照表の附属明細書
- (9) 損益計算書（正味財産増減計算書）及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (10) 監査報告
- (11) 収支計算書

2 前項の第4号及び第5号の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、第6号から第11号の書類については5年間、それぞれ主たる事務所に据え置きするとともに、第1号及び第2号の書類については、主たる事務所に据え置きするものとする。

3 理事長は、正会員が第1項の書類の閲覧又は謄写を求めたときは、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

## 第9章 情報の開示及び個人情報の保護

〔情報の開示〕

第51条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、

財務資料等を積極的に公開するものとする。

〔個人情報保護〕

第52条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

〔公告〕

第53条 本会議所の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 定款の変更及び解散

〔定款の変更〕

第54条 本定款は、総会の決議により変更することができる。

〔解散〕

第55条 本会議所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

〔残余財産の帰属〕

第56条 本会議所が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

〔清算人〕

第57条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

〔解散後の会費の徴収〕

第58条 本会議所は、解散後においても清算終了の日までは、総会の議決を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を解散の日現在の会員より徴収することができる。

## 第11章 雑 則

〔必要事項の制定〕

第59条 本定款に定めるもののほか、本会議所の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立

の登記の日から施行する。

2 本会議所の最初の役員は、次のとおりとする。

理事長	稲石	卓也
副理事長	西出	達司
副理事長	田村	智
専務理事	菊島	孝次
理事	石井	崇之
理事	岡本	織絵
監事	柴田	泰志
監事	岩木	哲平

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

# 運 營 規 程

一般社団法人 赤平青年会議所

## 一般社団法人 赤平青年会議所運営規程

### [目 的]

第1条 本規程は、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため組織運営等に関する事項を規程するものである。

### [役員の仕事]

第2条 本会議所の役員は、定款に定める事項の他、次の仕事を有し、各役員の職務分掌に疑問を生じた場合については、理事会の決定とする。

#### (1) 理事長

①定款に定めたる仕事の外に対外的な会議並びに会合に出席すると共に、外部関係団体の来訪者に対する折衝並びに接待を行うものとする。

#### (2) 副理事長

①定款に定めたる仕事の外に各委員会を分担し、委員長を指導すると共に積極的な協力を成さねばならない。

#### (3) 専務理事

①定款に定めたる仕事の外に例会・理事会の運営に関する業務の執行をしなければならぬ。

#### (4) 理事

①定款に定めたる仕事の外に本会議所の重要議案の決定にあたり責任をもってこれを審議し、その運営に遺憾なきよう努めなければならない。

②本会議所の運営に関して、責任を持ち、委員会の事業計画及び、予算案を作成し、理事会及び総会で承認された事業を実施する。

### [委員会]

第3条 定款第42条に基づき、必要とする委員会を設置する。

第4条 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。副委員長及び委員は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。なお、副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるときはその職務を代行する。

第5条 委員長は理事会及び総会において決議された事業を分担して責任をもってこれを遂行し、事業終了後は直ちに理事会に報告しなければならない。

第6条 各委員会および担当の職務分掌は、次のとおりとする。

#### (1) 総務

- ① 財務の管理及び会費の徴収
- ② 例会運営に関する事項
- ③ 書類の整備・管理
- ④ 各委員会の連絡調整事務
- ⑤ 会報の発行に関する事項
- ⑥ 会員拡大に関する事項

- ⑦ 新入会員への教育講座の指導
  - ⑧ その他
- (2) 社会開発・自己啓発
- ① 地域社会に関する事項
  - ② 青少年の健全育成に関する事項
  - ③ 教育問題に関する事項
  - ④ 地域イベントに関する事項
  - ⑤ 自己啓発、会員の指導者訓練委に関する事項
  - ⑥ 例会運営に関する事項
  - ⑦ その他

#### [監事]

第7条 定款に定めたる任務の外に本会議所の業務及び財産状況を監査し、必要ある時は、理事長に報告書を提出しなければならない。

#### [例会]

第8条 例会は毎月10日・25日の午後7時から2時間を原則とし、各種の事業推進に関する研究並びに討議をし、必要事項の報告、協議等を行う。

第9条 例会の運営については、理事会において承認を受けなければならない。

第10条 例会は全員出席するものとし、欠席、遅刻する会員は必ず事前に委員長へ連絡するものとする

2 理事長が承認する本会議所の事業活動、他の青年会議所の例会に出席した場合、出向先に出席した場合については出席とみなす。

#### [理事会]

第11条 理事会は、定款第5章（第34条～第40条）に基づいて運営され、毎月1回開き例会事項及び運営上の諸問題を討議研究する。

第12条 定例理事会は原則として毎月1日に開催する。但し事情により、理事長が日時を変更することができる。

第13条 理事長が必要と認めたときは、臨時理事会を開催することができる。

第14条 会議体、委員会等は、理事会の承認なくして、対外活動及び外部団体との事業提携をしてはならない。

#### [次年度予定者会]

第15条 次年度理事長予定者は、翌年度の事業計画、予算案等に関し、定款第16条の役員選任と同時に総会の承認を得るために次年度の理事予定者会議を開催しなければならない。

#### [休会]

第16条 病気又は出張等により長期にわたり出席困難なる場合は、理事長宛に休会届けを

提出し、理事会の承諾を得て一時休会し正会員の資格を持続することができる。但し、会費及び負担金は納入しなければならない。

2 上記、休会届けには、期間の明記がなされていなければならない。

#### [褒賞]

第 17 条 本会議所は JC 運動の昂揚を図るために褒賞を行う。

2 褒賞の対象は次の該当会員または当該委員会とする。

(ア) JC の発展拡大に著しく努めた会員または委員会

(イ) JC 運動に顕著な功績があった会員または委員会

(ウ) JC の評価を高める社会的功績のあった会員または委員会

(エ) 例会の出席が優秀なる会員

3 褒賞の決定は理事長の委嘱する褒賞特別委員会に於いて審議し、理事会の承認を得てこれを行う。

#### 附則

この規程は、一般社団法人の登記を行った日から施行する。

# 庶務規程

一般社団法人 赤平青年会議所

## 一般社団法人 赤平青年会議所庶務規程

### 【目的】

第1条 本規程は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため事務局・会計経理・慶弔・旅費等に関する事項を規程するものである。

### 【事務局】

第2条 事務局は下記の職務を行うものとする。

- (1) 有価証券並びに現金を除く財産の保管・管理
- (2) 内外の文書受理と発信の起草及び整理
- (3) 役員より付託された諸事務の処理

2 事務局の経費は当該年度の予算に計上する

### 【会計・経理】

第3条 金銭出納はすべてこれを担当する委員長の承認を得るものとする。

2 担当委員長は当該年度の収支決算書・財産目録の作成を行い、理事長に提出するものとする。

### 【慶弔】

第4条 会員の慶事、弔辞に際しては金品を送り、その意を通じるものとする。

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| (1) 会員が病気その他で入院したとき   | 5,000円  |
| (2) 特別会員が病気その他で入院したとき | 5,000円  |
| (3) 会員が死亡したとき         | 10,000円 |
| (4) 特別会員が死亡したとき       | 5,000円  |
| (5) 会員が結婚したとき         | 5,000円  |
| (6) 出産の場合             | 5,000円  |
| (7) その他理事長が認めた場合      |         |

2 本会議所を卒業された、OBの訃報については下記のとおり定める。

- (1) 供花、弔文、香典 5,000円
- (2) 特にご功労があったOBの場合については、別途協議する。

### 【旅費等】

第5条 正会員が公務出張の際には必要に応じ旅費等を支給することができる。

2 前項の旅費等の支給に際しては、理事会で決定したる範囲内においてこれを定める。

### 【事業計画ならびに事業報告書の作成】

第6条 本会議所の金銭出納は、次に定める諸手続きを得なければならない。

- (1) 事業担当者は事業計画書及び事業予算書各3部作成し1部は担当委員保管とし、2部は担当副理事長・専務理事・理事長を経由して理事会に提出する。その後

1部は総務担当理事が、1部は専務理事が保管する。

(2) 事業担当者は事業終了後2週間以内に事業報告書及び事業決算書を3部作成し1部は担当委員長保管とし、2部は担当副理事長・専務理事・理事長を經由して理事会に提出する。理事会に於いて承認可決後総務担当理事へ回付し、支払い完了後1部は総務担当理事が保管し、1部は専務理事が保管する。

#### 附則

この規程は、一般社団法人の登記を行った日から施行する。

# 會員資格・会費規程

一般社団法人 赤平青年会議所

# 一般社団法人 赤平青年会議所会員資格・会費規程

## 第1章 総 則

### [目 的]

第1条 本規程は本会議所の正会員、特別会員の資格、入会希望者及び会費に関する事項を定める。

## 第2章 正 会 員

### [入 会]

第2条 本会議所に入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入の上、推薦者の記名押印を得て定例理事会までに理事長宛に提出しなければならない。

- 2 入会の適否は理事会において決定する。
- 3 入会を希望する者は入会金、及び年会費を納入しなければならない。
- 4 同一法人、同一団体における会員の変更については新入会員とする。

### [推薦人]

第3条 前条の第1項の推薦者の資格は次の各号のとおりとする。

- (1) 在籍年数3年以上であり且つ前年度例会出席率80パーセント以上の2名の正会員である事。
- (2) 正会員は入会希望者を推薦するにあたり、会費等の納入を保証し、例会・委員会その他諸行事の出席を督促しなければならない。

## 第3章 特別会員

### [特別会員]

第4条 40歳に達した年の年度末まで正会員であった者で、理事会において承認された者は、特別会員となることができる。

2 特別会員は会費として本規程第5条に定める年会費、及び特別会費を納入するものとする。

## 第4章 会 費

### [入会金・会費・特別負担金]

第5条 本会議所の入会金・年会費・特別会費の金額及び納入期限は次の通りとする。

- (1) 入会金 金 10,000円とし、入会月から2ヶ月以内に納入するものとする。
- (2) 年会費 金 90,000円とし、1月末までに納入するものとする。

但し、年会費の分納を希望するものは、1月中に50,000円、3月中に40,000円を分納、もしくは1月中に30,000円、2月から7月まで各10,000円を納入するものとする。また、7月以降の入会者の年会費は、年会費の半額、45,000円とし、入会月から2ヶ月以内に納入するものとする。

(3) 特別会費 金 10,000円とし、特別会員となった年の1月末までに納入するものとする。

#### 附則

この規程は、一般社団法人の登記を行った日から施行する。

Junior Chamber International